

## 目次

●勤務医師賠償責任保険	2
●産業医等活動保険	3
●看護職賠償責任保険	4
●薬剤師賠償責任保険	5
ご注意事項	6
ご加入方法について	裏表紙

## 一般社団法人 全日病厚生会会員の医療従事者向け賠償責任保険の概要

### 3つの特長

#### ●割安な保険料

一般社団法人 全日病厚生会を契約者とした会員向けの団体保険制度となっており、個別にご加入されるより保険料が割安となっております（団体割引20%適用。産業医等活動保険を除く）。払込方法は一時払のみです。

#### ●中途加入が可能

毎月1日を保険（補償）開始日として中途加入が可能です。保険料は月割で算出いたします。

#### ●自動口座引去ご利用の場合は自動更新（勤務医師賠償責任保険・産業医等活動保険）

勤務医師賠償責任保険、産業医等活動保険に関しては、便利な口座引去がご利用いただけます。更新にあたり、自動口座引去ご利用の方で現在ご加入の方につきましては募集期間終了までに、ご加入者からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は現在ご加入のタイプについて今年度のパンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。（裏表紙「ご加入方法について」も併せてご覧ください。）

※看護職・薬剤師賠償責任保険については保険料のお払込方法はお振込のみとなり、口座引去はご利用できません。また、自動更新は行われませんので、毎年のご更新手続きが必要となります。

#### 1. 医療事故により、勤務医師・看護職・勤務薬剤師の方が、個人として法律上の損害賠償責任を負う場合に保険金をお支払いします。

近年、医療の高度化・専門化に伴い医療事故訴訟が起きるリスクも増加しております。また、医療従事者個人の責任が問われるケースも発生しております。この保険では、医療従事者個人の責任が追及されたケースが補償対象となります。

#### 2. 病院（診療所）賠償責任保険では、個人責任部分は補償の対象となりません。

勤務される病院において病院（診療所）賠償責任保険に加入されている場合でも、医療従事者個人の責任が認められたケースでは、その個人責任部分は一般的には補償の対象外となります。この医療従事者向け制度は、一般社団法人 全日病厚生会会員の方々のための補償制度です。

#### 3. 勤務病院以外での医療による事故も補償の対象となります。

勤務医師・看護職・薬剤師の方は、資格を有する専門職業として勤務病院以外の業務等でも緊急時等に医療を提供する場合がありますが、その場合においても補償の対象となります。（日本国内において行われた業務に限ります。）

## 本制度に加入できる方

一般社団法人 全日病厚生会会員の勤務医師・看護職・薬剤師の方です。

- （公社）全日本病院協会の会員医療機関（病院・診療所）に勤務される勤務医師・看護職・薬剤師の方は一般社団法人 全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書を提出する事で一般社団法人 全日病厚生会の会員となり、本制度にご加入いただけます。

## 保険期間

2024年2月1日午後4時から2025年2月1日午後4時まで

（中途加入も可能です。詳しくは裏表紙「ご加入方法について」をご覧ください。）

# 薬剤師賠償責任保険 (勤務薬剤師用)

団体割引  
20%適用



## 薬剤師賠償責任保険（勤務薬剤師用）とは

病院、診療所に勤務されている薬剤師の方を対象とした賠償責任保険です。  
被保険者（補償を受けられることができる方）はご加入の勤務薬剤師ご本人です。

## 薬剤師賠償責任保険（勤務薬剤師用）の内容

### 保険金をお支払いする場合

日本国内で行った、①調剤②医薬品等の販売・供給③介護や介護予防の支援を要する者等に対して行う居宅療養上の管理および指導ならびにこれらに付随する業務④薬剤師業務に従事する店舗その他の施設において行う①～③以外の業務が原因となって、保険期間中に日本国内において他人の身体に障害が生じたり、または他人の財物を損壊した場合、他人の人格権（\*1）を侵害した場合にご加入された薬剤師の皆様が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

（\*1）人格権侵害とは、業務の遂行に伴う①②いずれかの不当行為が保険期間中に日本国内においてなされ、それにより発生した他人の自由・名誉またはプライバシーの侵害を言います。①不当な身体の拘束 ②口頭、文書、図面等による表示



- ①医師の処方せんによる医薬品の調剤を誤ったために、それを服用したお客さまの身体の具合が悪くなった。
- ②薬を間違えて渡したために、それを服用したお客さまの身体の具合が悪くなった。
- ③薬の使用方法についての指示を誤ったために、指示どおりに使用したお客さまが中毒死した。

### お支払いする保険金の種類・お支払い方法

#### (1) 次のような損害賠償金や諸費用に対してお支払いします

- ①法律上被害者に支払うべき損害賠償金（治療費、慰謝料、修理費等）  
※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。
- ②訴訟や調停・示談等になった場合の弁護士報酬等の争訟費用  
※引受保険会社の書面による同意が必要になります。
- ③賠償責任がないと判明した場合において、支出した応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用および予め引受保険会社が書面により同意した費用
- ④引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出された費用
- ⑤他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用



#### (2) 保険金のお支払い方法

上記①については、その額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。  
上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。ただし、②の争訟費用について、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

### 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では次のような事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者、被保険者の故意
- ②製薬メーカーや医師等との間で、本来これらの者が負うべき責任を肩代わりする旨の契約をしたため、あるいは、お客さまとの約定等、他人との間に損害賠償に関する特別の約定をとりかわしたために加重された賠償責任
- ③医薬品等自体の損壊についての賠償責任
- ④卸商品のように転売されることを目的として販売または引渡した医薬品等によって生じた損害（医師、病院、診療所、介護老人保健施設等に販売または供給された医薬品等は除きます）
- ⑤最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為
- ⑥事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為
- ⑦被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）
- ⑧被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- ⑨広告・宣伝活動、放送活動または出版活動
- ⑩被保険者の占有を離れた次に掲げるもの ア．商品または飲食物 イ．施設外にあるアに規定するもの以外の財物
- ⑪仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡しをもって仕事の終了とします。）または放棄の後に仕事の結果に起因して発生した事故。  
ただし、仕事を行った場所に被保険者が放置または遺棄した機械、装置または資材については、この規定を適用しません。
- ⑫自動車、原動機付自転車、航空機または船舶の所有、使用または管理
- ⑬サイバー攻撃

等

### 支払限度額と保険料

補償限度額（支払限度額）		免責金額	お一人あたり年間保険料
対人事故・対物事故、 人格権侵害 (共有適用)	1事故につき	0円	1,580円
	保険期間中		

# ご加入方法について

## 勤務医師賠償責任保険・産業医等活動保険 ご加入方法

- ご加入される方は専用の一般社団法人 全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書に必要事項をご記入いただきご捺印ください。(一般社団法人 全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書は、加入者お一人につき1部ご記入ください。複数人を1枚の一般社団法人 全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書で申込むことは出来ません。)
- 記名・捺印された一般社団法人 全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書については取扱代理店までご提出ください。また、保険料は下記振込先までお振込ください。なお口座引去もご利用できます。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 振込人名義は、一般社団法人 全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書の加入者名で手続きください。
- 口座引去をご利用の場合は、募集期間終了までにご加入者からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、**契約は自動更新となります。**

## 看護職・薬剤師賠償責任保険 ご加入方法

- ご加入される方は専用の一般社団法人 全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書に必要事項をご記入いただきご捺印ください。(一般社団法人 全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書は、加入者お一人につき1部ご記入ください。複数人を1枚の一般社団法人 全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書で申込むことは出来ません。)
  - 看護職・薬剤師賠償責任保険加入者分を施設単位で取りまとめ、全員分の一般社団法人 全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書を添えて取扱代理店までお送りください。
  - 各施設にて加入者全員分の保険料を一括で下記振込先までお振込願います。
  - 振込人名義は施設名にて手続きください。
- (ご注意) 看護職・薬剤師賠償責任保険については保険料のお払込方法はお振込のみとなり、口座引去はご利用できません。自動更新は行われませんので、毎年のご更新手続きが必要になります。

### 団体取りまとめ窓口（一般社団法人 全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書は取扱代理店経由でご提出願います。）

〒101-0064 東京都千代田区神田猿楽町2-8-8 一般社団法人 全日病厚生会

### 振込先（団体口座） **▲** (ご注意) 振込手数料は加入者様ご負担になることをご了承ください。

三菱UFJ銀行 神保町（ジンボウチョウ）支店  
普通 0660161  
(口座名義) 全日病厚生会（ゼンニチビョウコウセイカイ）

更新時お振込の際には、**営業店-代理店コード+加入申込者名**を必ず入力してください。  
※お手元へ加入者票が届くまでは、振込明細等を大切に保管してください。



## ご加入申込の締切（締切日必着）

本制度は、2024年2月1日午後4時から2025年2月1日午後4時までの1年間の契約となっております。  
※期間途中でご加入される場合の補償期間、締切は下表の通りとなります。

	申込みの締切	保険始期日	保険満期日	保険料の支払期日
新規・更新	2023年12月8日（金）	2024年2月1日 午後4時	2025年2月1日 午後4時	取扱代理店または 引受保険会社にご確認ください。
中途加入	毎月10日	申込締切日の翌月1日		

- 申込みの締切日までに必ず手続きください。手続は一般社団法人 全日病厚生会入会申込書兼加入依頼書の受付および入金の確認をもって完了します。手続が締切日に間に合わなかった場合は、補償開始日が遅れることがありますのでご注意願います。
- 勤務医師賠償責任保険（産業医等活動保険）で口座振替の場合の引去日は、2024年2月13日（火）となります。
- 2024年2月2日以降に中途加入される場合は加入月により保険料が異なります。

### <お問い合わせ先>

取扱幹事代理店  
株式会社 全日病福祉センター  
〒101-0064 東京都千代田区神田猿楽町2-8-8  
TEL 03-5283-8066 FAX 03-5283-8077  
※非幹事代理店は、保険募集の結果に応じて都度決定いたします。

引受保険会社  
東京海上日動火災保険株式会社  
(担当課)